

申告はしたけど税金が払えないー払えないと放置せず、まず相談を！

確定申告も終わり、ホッと一息というところですが、一方で「売上も所得も減って資金繰りができず税金どころではない」「所得税は出なかったが、消費税だけは払わなくてはいけない。払うお金がない」という声も少なくありません。

4月に入ると税務署が申告に対する納税状況を確認して「滞納者」に対する接触が始まります。税務署から「問い合わせ」があってもあわてないで冷静に対処しましょう。

税務署の言いなりで無理な「約束」をしない

税務署は滞納整理にあたり、性急な徴収に躍起になっています。滞納額の多少、商売や暮らし向きに関わらず「一括で払え」「2回で納めろ」と求めてくるのが常です。税務署の言いなりで払えない金額で「納付を約束」し払えなくなると、今度は「約束を守らない悪質な業者」と決めつけ「差押」など強権的な徴収を行うようになります。税務署の徴収でつぶされないためには、①商売とくらしの状況を見直していくらなら約束通り払っていいのかをはっきりさせる。②一度約束したら約束を守る最大限の努力をする。③万一約束を守れないときは、そのままにせず必ず税務署に連絡する。ことが大切です。



春日井市国保も今年が切り替えの年です

6月には申告内容に基づいて22年の市県民税と国保税の金額が通知されます。今年の8月は国保証の切り替えにあたり「滞納者」には短期被保険者証が交付される可能性が大です。

いま分納をしている人は頑張って分納を続けましょう。残念ながら滞っている人はすぐに相談しましょう。

会員・読者など
仲間を増やす取り組みにご協力ください

まわりにこんな人がいたら「ぜひ民商へ」と誘いましょう！

国保料を払えないでいたら
「短期保険証」にされた

税金滞納で差押予告
が来た

毎週火曜日、夜7時から
「何でも相談会」開催中！

融資を申し込
んだが銀行に
断られた

建設現場に入るのに労
災保険番号を持ってこい
といわれている

サラ金からの借入が増
えて返済できない



銀行に融資を申し込んだら断られた
どうしたらいいか？

と23日の朝、事務所に電話が入りました。仕事が終わってから来所してもらい、経緯を聞きました。

「国保の滞納があり保険証が2ヶ月の短期になっている。銀行に相談し、国保などを払うために融資の申込をしたのに突然断られてしまいどうしようかと考えているときに『春日井民商西支部』の看板を見かけて事務所に電話してきた」とのこと。

心配事の一つである国保証についてはすぐに春日井市と話し合い、当面無理のない支払いの約束で3ヶ月期限を延長し、融資についても必要な書類を整えて再度申し込むことにしました。

相談にのった小松副会長が「ぜひ仲間になって一緒に頑張ろう」と説得。25日に入会の予定です。

今年の民商総会を以下の通り開催します
春日井民商第44回定期総会
6月11日(金) 夜7時～
グリーンパレス春日井 第1会議室
いまから日程をあけて多数ご参加ください。

お忘れなく消費税の申告と納期限は3月31日です

皆さんの会費が会の活動を支えています

会費の納入のお願い

毎月、15日までの会費納入にご協力下さい

会計 伊藤英雄